

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 北九州広域都市計画用途地域の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 2
- 大規模小売店舗の変更事項の届出(9件)【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】 3
- 北九州広域都市計画道路の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市交通政策課】 21

北九州市公告第 5 8 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成 2 9 年 8 月 1 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類
用途地域

- 2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区 域
小倉南区	蜷田若園一丁目及び蜷田若園二丁目の各一部

- 3 都市計画の変更案の縦覧場所
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市建築都市局計画部都市計画課

- 4 縦覧期間

平成 2 9 年 8 月 1 7 日から同月 3 1 日まで（日曜日及び土曜日を除く毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）

- 5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に平成 2 9 年 8 月 3 1 日までに到着するように提出すること。

北九州市公告第584号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年8月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ上曽根

北九州市小倉南区上曽根新町318番地1ほか2筆

2 大規模小売店舗を設置する者

エムジーリース株式会社

東京都千代田区一ツ橋二丁目1番1号

代表取締役社長 藏元正隆

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

エムジーリース株式会社

東京都千代田区一ツ橋二丁目1番1号

代表取締役社長 園部成政

(2) 変更後

エムジーリース株式会社

東京都千代田区一ツ橋二丁目1番1号

代表取締役社長 藏元正隆

4 変更の年月日

平成29年6月22日

5 変更する理由

設置者の代表者変更のため

6 届出年月日

平成29年8月7日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課
- (2) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号
北九州市小倉南区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年8月17日から同年12月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年12月18日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 585 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 29 年 8 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ枝光

北九州市八幡東区枝光二丁目 1748 番地 1

2 大規模小売店舗を設置する者

大和情報サービス株式会社

東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 2 号

代表取締役社長 藤田勝幸

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目 14 番 4 号

代表取締役社長 藤田勝幸

(2) 変更後

大和情報サービス株式会社

東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 2 号

代表取締役社長 藤田勝幸

4 変更の年月日

平成 28 年 7 月 19 日

5 変更する理由

設置者の住所変更のため

6 届出年月日

平成 29 年 8 月 7 日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課
- (2) 北九州市八幡東区中央一丁目1番1号
北九州市八幡東区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年8月17日から同年12月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年12月18日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 586 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 29 年 8 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル上津役店
北九州市八幡西区中の原二丁目 19 番地 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号
代表取締役 檜木野仁司
株式会社高田屋
大阪市中央区久太郎町二丁目 5 番 28 号
代表取締役 土井良太
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア 変更前
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号
代表取締役 永田久男
株式会社高田屋
大阪市中央区久太郎町二丁目 5 番 28 号
代表取締役 土井良太
イ 変更後
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 檜木野仁司
株式会社高田屋
大阪市中央区久太郎町二丁目 5 番 28 号

代表取締役 土井良太

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社トリアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 永田久男

イ 変更後

株式会社トリアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 檜木野仁司

4 変更の年月日

平成29年6月19日

5 変更する理由

代表取締役の変更があったため

6 届出年月日

平成29年8月9日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年8月17日から同年12月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年12月18日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第 5 8 7 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 2 9 年 8 月 1 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル八幡東店
北九州市八幡東区東田一丁目 5 番 1 0 9 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目 1 2 番 2 号
代表取締役 檜木野仁司
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 永田久男
 - イ 変更後
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 檜木野仁司
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 永田久男
 - イ 変更後
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 檜木野仁司
- 4 変更の年月日

平成 29 年 6 月 19 日

5 変更する理由

代表取締役の交代があったため

6 届出年月日

平成 29 年 8 月 9 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡東区中央一丁目 1 番 1 号

北九州市八幡東区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成 29 年 8 月 17 日から同年 12 月 18 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 29 年 12 月 18 日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第588号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年8月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル北九州空港バイパス店
北九州市小倉南区葛原東四丁目6番地10
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 檜木野仁司
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 永田久男
 - イ 変更後
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 檜木野仁司
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 永田久男
 - イ 変更後
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 檜木野仁司
- 4 変更の年月日

平成 29 年 6 月 19 日

5 変更する理由

代表取締役の交代があったため

6 届出年月日

平成 29 年 8 月 9 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉南区若園五丁目 1 番 2 号

北九州市小倉南区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成 29 年 8 月 17 日から同年 12 月 18 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 29 年 12 月 18 日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第 589 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 29 年 8 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル東篠崎店
北九州市小倉北区東篠崎三丁目 7 番
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号
代表取締役 檜木野仁司
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 永田久男
 - イ 変更後
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 檜木野仁司
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 永田久男
 - イ 変更後
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 檜木野仁司
- 4 変更の年月日

平成 29 年 6 月 19 日

5 変更する理由

代表取締役の交代があったため

6 届出年月日

平成 29 年 8 月 9 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成 29 年 8 月 17 日から同年 12 月 18 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 29 年 12 月 18 日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第590号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年8月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル門司片上海岸店
北九州市門司区片上海岸95番地15
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 檜木野仁司
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 永田久男
 - イ 変更後
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 檜木野仁司
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 永田久男
 - イ 変更後
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 檜木野仁司
- 4 変更の年月日

平成 29 年 6 月 19 日

5 変更する理由

代表取締役の交代があったため

6 届出年月日

平成 29 年 8 月 9 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市門司区清滝一丁目 1 番 1 号

北九州市門司区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成 29 年 8 月 17 日から同年 12 月 18 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 29 年 12 月 18 日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第591号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年8月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル門司店
北九州市門司区大里新町319番地10ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 檜木野仁司
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 永田久男
 - イ 変更後
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 檜木野仁司
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 永田久男
 - イ 変更後
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 檜木野仁司
- 4 変更の年月日

平成 29 年 6 月 19 日

5 変更する理由

代表取締役の交代があったため

6 届出年月日

平成 29 年 8 月 9 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市門司区清滝一丁目 1 番 1 号

北九州市門司区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成 29 年 8 月 17 日から同年 12 月 18 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 29 年 12 月 18 日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第592号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年8月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル二島店
北九州市若松区南二島一丁目4番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 檜木野仁司
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 永田久男
 - イ 変更後
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 檜木野仁司
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 永田久男
 - イ 変更後
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 檜木野仁司
- 4 変更の年月日

平成 29 年 6 月 19 日

5 変更する理由

代表取締役の交代があったため

6 届出年月日

平成 29 年 8 月 9 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市若松区浜町一丁目 1 番 1 号

北九州市若松区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成 29 年 8 月 17 日から同年 12 月 18 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 29 年 12 月 18 日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第593号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、北九州広域都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成29年8月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

道路

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 3・1・44-5号 8号線

廃止する部分 北九州市小倉南区北方二丁目、北方三丁目及び蜷田若園一丁目の各一部

(2) 3・2・44-6号 5号線

廃止する部分 北九州市小倉南区上吉田一丁目、上吉田二丁目、沼本町一丁目、沼緑町一丁目及び沼緑町五丁目の各一部

(3) 3・2・44-10号 9号線

廃止する部分 北九州市小倉南区蒲生二丁目の一部

(4) 3・2・44-12号 黒原飛行場線

廃止する部分 北九州市小倉北区霧ヶ丘三丁目の一部及び小倉南区湯川五丁目の一部

(5) 3・3・44-23号 沼吉田線

廃止する部分 北九州市小倉南区沼本町一丁目、沼本町四丁目、沼南町二丁目、中吉田二丁目及び大字吉田の各一部

(6) 3・3・44-40号 蜷田若園企救丘線（旧湯川東谷線）

廃止する部分 北九州市小倉北区霧ヶ丘三丁目の一部並びに小倉南区東水町、湯川新町一丁目、蜷田若園一丁目、蜷田若園二丁目、蜷田若園三丁目及び下石田三丁目の各一部

(7) 3・3・44-44号 小倉日田線

廃止する部分 北九州市小倉南区北方二丁目及び北方四丁目の各一部

(8) 3・3・44-45号 北方西線

廃止する部分 北九州市小倉南区南丘一丁目、南丘二丁目及び北方三丁目の各一部

(9) 3・4・44－64号 城野湯川線

廃止する部分 北九州市小倉北区霧ヶ丘三丁目の一部

(10) 3・3・44－77号 横代線（旧3・4・44－77号 寺迫横代線）

廃止する部分 北九州市小倉南区沼緑町一丁目、沼緑町二丁目、沼緑町三丁目、沼緑町五丁目、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目、葛原二丁目、葛原三丁目、葛原四丁目、湯川四丁目及び湯川五丁目の各一部

(11) 3・4・44－78号 蒲生線

廃止する部分 北九州市小倉北区今町二丁目、今町三丁目、南丘一丁目及び南丘二丁目の各一部並びに小倉南区蒲生一丁目及び蒲生二丁目の各一部

(12) 3・4・44－97号 植松吉田線

廃止する部分 北九州市小倉南区大字吉田、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田六丁目、中吉田三丁目、中吉田四丁目、中吉田五丁目及び中吉田六丁目の各一部

(13) 3・4・44－99号 北方石田線

廃止する部分 北九州市小倉南区横代東町四丁目、横代北町四丁目、上石田三丁目、下石田二丁目、下石田三丁目、葉山町一丁目、北方四丁目、北方五丁目、日の出町一丁目及び日の出町二丁目の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市交通政策課

4 縦覧期間

平成29年8月17日から同月31日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成29年8月31日までに上記縦覧場所に到着するよう提出すること。